

議案第 26 号

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例

川崎市建築基準条例（昭和 35 年川崎市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の表中「第 52 条第 1 項第 6 号」を「第 52 条第 1 項第 7 号」に改める。

第 18 条中「小学校」の次に「又は義務教育学校」を、「居室」の次に「（義務教育学校にあっては、前期課程の児童が使用する教室又は居室に限る。）」を加える。

第 61 条の 2 中「第 129 条の 2 第 1 項」を「第 129 条第 1 項」に改める。

第 61 条の 3 中「第 129 条の 2 の 2 第 1 項」を「第 129 条の 2 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 61 条の 2 及び第 61 条の 3 の改正規定は、同年 6 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

学校教育法及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。